

## 不正行為について（注意喚起）

教務委員会委員長 加藤 光裕

当然のことながら、試験の受験、およびレポートの提出は公正に行われるべきであり、不正行為を行うことは許されません。不正行為を行ったと認められると、当該科目が無効と判定されるだけでなく、そのセメスターに履修していた全科目（ターム科目を含む）の得点が無効とされ、追試験を受ける資格も失います（『履修の手引き』参照）。

学生諸君の自覚と注意を促します。

平成31年2月20日